

○農林水産省令第 号

水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十三条第一項、第十四条第一項及び第十六条第二項並びに持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）第二条第二項の規定に基づき、水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令

（水産資源保護法施行規則の一部改正）

第一条 水産資源保護法施行規則（昭和二十七年農林省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後		改 正 前	
(輸入防疫対象疾病等) 第一条 水産資源保護法(以下「法」という。)第十三条第一項の農林水産省令で定める輸入防疫対象疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。		(輸入防疫対象疾病等) 第一条 水産資源保護法(以下「法」という。)第十三条第一項の農林水産省令で定める輸入防疫対象疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。	
水産動物	輸入防疫対象疾病	水産動物	輸入防疫対象疾病
	(略)		(略)
	くるまえび		くるまえび (略) 鰓随伴ウイルス病 十脚目イリドウイルス病
	しろあしえび		しろあしえび (略) エビの潜伏死病 十脚目イリドウイルス病
	うしえび		うしえび (略) バキュロウイルス・ペナエイ感染症 エビの潜伏死病 (略) モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病
こうらいえび	(略) モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病	こうらいえび	(略) モノドン型バキュロウイルス感染症 (新設)

おにてながえび			
(削る)			
ペネウス属 (<i>Penaeus</i>) えび類 (くるまえばい、しろあしえび、うしえび及びこうらいえびを除く。)	(略)	モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病	イエローヘッド病 エビの潜伏死病 十脚目イリドウイルス病
(削る)			
よしえび属えび類	(略)	モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病	

(新設)			
リトペネウス属 (<i>Litopenaeus</i>) えび類 (しろあしえびを除く。)			イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症
ペネウス属 (<i>Penaeus</i>) えび類 (うしえびを除く。)	(略)	モノドン型バキュロウイルス感染症 (新設)	
フェネロペネウス属 (<i>Fenneropenaeus</i>) えび類 (こうらいえびを除く。)		イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 鰓随伴ウイルス病 モノドン型バキュロウイルス感染症	
メリセルトウス属 (<i>Melicertus</i>) えび類 よしえび属えび類	(略)	モノドン型バキュロウイルス感染症 (新設)	

2 (略)			くるまえばい科（ペネウス属及びよしえび属を除く。）えび類		(略)
さくらえび科あきあみ属えび類 (削る)			病	十脚目イリドウイルス	病
てながえび科えび類（おにてながえびを除く。）			病	十脚目イリドウイルス	病
あかあわび うすひらあわび とこぶし ふくとこぶし (削る)			(略)		
(略)			(略)		

(管理すべき期間)
 第四条 法第十四条第一項の農林水産省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

水産動物	期	間
(略)	(略)	
くるまえばい科えび類 さくらえび科あきあみ属えび類 てながえび科えび類	十日（壊死性肝臓炎の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあっては十八日、タウラ症候群及び急性肝臓臓壊死症の病原体を広げるおそれがない	

2 (略)			くるまえばい科（くるまえばい、リトペネウス属、ペネウス属、フェネロペネウス属、メリセルトウス属及びよしえび属を除く。）えび類		(略)
さくらえび科あきあみ属えび類 てながえび科えび類 (新設)			(略)		(略)
(新設) (新設) (新設) とこぶし ふくとこぶし えぞあわび くろあわび まだかあわび めがいあわび			(略)		(略)
(略)			(略)		(略)

(管理すべき期間)
 第四条 法第十四条第一項の農林水産省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

水産動物	期	間
(略)	(略)	
くるまえばい科えび類 さくらえび科あきあみ属えび類 てながえび科えび類	十日（壊死性肝臓炎の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあっては十八日、タウラ症候群の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合	

		あかあわび うすひらあわび とこぶし ふくとこぶし	(略)	とは認められない場合にあつては二十日、エビの潜伏死病の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては三十日、伝染性筋壊死症の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては五十日
(略)	(略)	(削る)	(削る)	

		(新設) (新設) とこぶし ふくとこぶし えぞあわび くろあわび まだかあわび めがいあわび	(略)	百八十日
(略)	(略)			

別記様式第三号中「第13条の5」を「第16条」に、「感染」を「汚染」に改める。

(持続的養殖生産確保法施行規則の一部改正)

第二条 持続的養殖生産確保法施行規則(平成十一年農林水産省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後		改 正 前	
(特定疾病) 第一条 持続的養殖生産確保法（以下「法」という。）第二条第二項の特定疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動植物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。		(特定疾病) 第一条 持続的養殖生産確保法（以下「法」という。）第二条第二項の特定疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動植物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。	
		水産動植物	
		伝染性疾病	伝染性疾病
		(略)	(略)
		くるまえばい	くるまえばい
しろあしえび	(略) 鰓随伴ウイルス病 十脚目イリドウイルス病	しろあしえび	(略) 鰓随伴ウイルス病 十脚目イリドウイルス病
うしえび	(略) エビの潜伏死病 十脚目イリドウイルス病	うしえび	(略) エビの潜伏死病 十脚目イリドウイルス病
	(略) バキュロウイルス・ペナエイ感染症 エビの潜伏死病 (略)		(略) バキュロウイルス・ペナエイ感染症 エビの潜伏死病 (新設) (略)
	(略) モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病		(略) モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病
こうらいえび	(略) モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病	こうらいえび	(略) モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病

おにてながえび	イエローヘッド病 エビの潜伏死病 十脚目イリドウイルス
(削る)	(削る)
ペネウス属 (<i>Penaeus</i>) えび類 (くるま えび、しろあしえび、うしえび及び こうらいえびを除く。)	(略) モノドン型バキュロウ イルス感染症 十脚目イリドウイルス
(削る)	(削る)
(削る) よしえび属えび類	(略) モノドン型バキュロウ イルス感染症 十脚目イリドウイルス

(新設)	(新設) (新設) (新設)
リトペネウス属 (<i>Litopenaeus</i>) えび 類 (しろあしえびを除く。)	イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死 症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペ ナエイ感染症
ペネウス属 (<i>Penaeus</i>) えび類 (うし えびを除く。)	(略) モノドン型バキュロウ イルス感染症 (新設)
フェネロペネウス属 (<i>Fenneropenaeus</i>) えび類 (こうらいえびを除く。)	イエローヘッド病 壊死性肝臓炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死 症 バキュロウイルス・ペ ナエイ感染症 鰓随伴ウイルス病 モノドン型バキュロウ イルス感染症
メリセルトウス属 (<i>Meliceratus</i>) えび 類 よしえび属えび類	(略) モノドン型バキュロウ イルス感染症 (新設)

くるまえび科（ペネウス属及びよしえび属を除く。）えび類	(略) バキュロウイルス・ペナエイ感染症 十脚目イリドウイルス病
さくらえび科あきあみ属えび類 (削る)	(略)
てながえび科えび類（おにてながえびを除く。） あかあわび うすひらあわび とこぶし ふくとこぶし	(略) イエローヘッド病 十脚目イリドウイルス病
(削る)	(削る)
(略)	(略)

くるまえび科（くるまえび、リトペネウス属、ペネウス属、フエネロペネウス属、メリセルトウス属及びよしえび属を除く。）えび類	(略) バキュロウイルス・ペナエイ感染症 (新設)
さくらえび科あきあみ属えび類 てながえび科えび類 (新設)	(略) (新設) (新設)
(新設) (新設) (新設) とこぶし ふくとこぶし えぞあわび くろあわび まだかあわび めがいあわび	(略) アワビの細菌性膿疱症
(略)	(略)
(略)	(略)

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第一条中水産資源保護法施行規則別記様式第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の水産資源保護法施行規則別記様式第三号により交付された立入検査をする職員の身分証明書は、同条の規定による改正後の同令別記様式第三号により交付されたものとみなす。